

# 公認心理師制度化の背景と期待すること

松本千寿<sup>†</sup>第73回国立病院総合医学会  
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 3 (244-246) 2021

## 要旨

平成29(2017)年9月に公認心理師法が施行され、さらに翌年第一回試験が行われた。一般的に、心理職は、心の健康に携わる職種として、病院のみならず、実に多様な領域においてその知識や技術を発揮しうると考えられる。現在においても、公的な施設や企業にも配置されている。公認心理師の制度化にともない、平成30年度診療報酬改定において一部の施設基準に公認心理師の配置が評価されたほか、任用要件として公認心理師が位置付けられつつある。

国立病院においても、国家資格の制度化前から多くの心理療法士が精神疾患、がん、HIV・エイズ等の患者に対する支援に携わってきた。公認心理師は名称独占の資格であり、業務の内容としてはこれまでと大きく変わらないことも想定されるが、今後は国家資格をもつ一職種として、さらなる医療の質の向上への貢献を期待したい。また、国家資格の制度化によって、公認心理師の養成に係るカリキュラムが検討され、従前の民間資格の取得に必要な実習時間よりも多くの実習が求められるようになった。医療機関によって状況はさまざまであるが、これらの実習の受け入れという形で将来の人材育成の一端を担うことも考えられる。

しかし、制度化によって心理職をめぐる従前の課題がただちに解決されるわけではなく、公認心理師自身の今後の活動が重要となる。今後の課題あるいは活動の鍵として、職場内でのアイデンティティの確立、患者のアウトカムを向上させるための取り組み、心理職同士のネットワークの構築などが挙げられると考える。

キーワード 公認心理師, 国家資格, 心の健康

## 公認心理師制度の背景と概要

公認心理師法は平成27(2015)年に成立・公布され、その2年後である平成29(2017)年に施行された。以前から学校ではスクールカウンセラーの事業も展開されており、その他医療機関、福祉機関などさまざまな場において臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認定資格)の資格保有者をはじめとする心理専門職が活用されていた

が、わが国においては心理専門職の国家資格がなく、長年にわたり関係者によって国家資格化が望まれていた。平成23(2011)年に東日本大震災がおり、心のケアの重要性が再認識されたという時代の流れもあり、「公認心理師」という名称で心理的な支援を行う国家資格を創設する運びとなった。

公認心理師法が成立してから施行されるまでの間、文部科学省と厚生労働省において「公認心理師カリキュラム等検討会」が開催され、カリキュラム

国立病院機構本部(現所属:千葉県保健福祉局) <sup>†</sup>医師  
著者連絡先: 千葉県保健福祉局 健康福祉部健康推進課 〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1-1  
e-mail: chizu2202@city.chiba.lg.jp  
(2020年3月23日受付, 2021年2月19日受理)

Background and Expectations on the Establishment of Japanese National Qualification System for Psychologists  
Chizu Matsumoto, National Hospital Organization  
(Received Mar. 23, 2020, Accepted Feb. 19, 2021)

Key Words: certified public psychologist, national qualification, mental health

や制度運用の方向性について一定の議論がなされた。平成30(2018)年には第1回公認心理師試験が実施され、この原稿執筆時点(令和2年1月)においてはすでに2度の国家試験が実施されている。

資格取得後の活躍が期待される主な職場としては、病院のほか、児童相談所、学校、家庭裁判所、刑事施設、その他の事業場等、多岐にわたる。これらの施設ではすでに心理職に従事しており、制度上もスクールカウンセラーや児童心理司などの任用要件の一つとして公認心理師が追加された。

公認心理師は、法律上、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる4つのことを業とする者をいう<sup>1)</sup>。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

なお、公認心理師は名称独占の資格であるが、以上の業務はいずれも公認心理師でないとできないというものではない(公認心理師は業務独占の資格ではない)。

---

### NHO病院で働く公認心理師への期待

---

独立行政法人国立病院機構(NHO)の病院は、国立病院や国立療養所であった時代から、結核、がん、重症心身障害児(者)に対する医療など、国が医療政策としてさまざまな医療を担ってきた。現在全国に141の病院があり、いわゆる急性期の総合病院だけでなく、がん専門病院、精神科病院、エイズ治療拠点病院、重症心身障害児(者)や難病を中心に診ている病院が多くある。とくにこれらの機能を持つ病院においては、他の職種では担いきれない心のケアなど、患者に対して心理職の介入が必要な側面があり、従前から心理職を心理療法士として配置している。

前述のとおり、公認心理師は創設されて間もない資格であるが、すでに既存の制度の中で公認心理師の配置が基準の要件として組み込まれているものが

ある。病院の関係でいえば、これまでも診療報酬上心理職は「臨床心理技術者」として一部の施設基準の要件として記載されていたところであるが、平成30年の診療報酬改定の際に、経過措置を設けた上で「臨床心理技術者」の記載が「公認心理師」に変更・統一されている。また、都道府県が、がん診療連携拠点病院等の指定をする際の基準として、緩和ケアチームやがんカンファレンスの設置があり、それらの構成メンバーとして公認心理師が挙げられている。業務の内容としては従前と大きく変わらないとも想定されるが、国家資格を持つことによる自身のモチベーション向上や病院内における活動のしやすさにつながり、さらなる医療の質の向上に貢献することを期待したい。

また、平成31(2019)年に改正労働基準法が施行され、医師の働き方改革が喫緊の課題となっていることに関連して、医師からのタスクシフトが可能な業務の一部について公認心理師が担えるのではないかと考えられる。

さらに、NHOが担う業務としては、診療事業のほか、研究および教育・研修がある。全国すべての都道府県に病院があるというスケールメリットやネットワークを生かした臨床研究に取り組んでおり、心理の分野でも病院を越えたネットワークを生かした取り組みが期待できる。教育・研修については、法人の第四期中期計画においても「質の高い医療従事者の育成・確保」を掲げている。たとえば、公認心理師になるためには多くの実習が必要とされていることから、積極的な実習生の受け入れによって、機構内外に貢献できると考える。なお、公認心理師になるためには、大学および大学院において規定の科目を修めることが必要であり、医療機関での実習は必須となっている。

---

### これからの課題と期待

---

病院で働く技術者は、そのほとんどが何らかの国家資格を持っている。そのような職場の環境において、これまで国家資格を持たなかった心理職は雇用形態や周囲との関係などさまざまな点において不安定さがあつたことと推察される。しかしながら、国家資格ができたからといって、ただちにそれらの課題のすべてが解決されるわけではない。公認心理師の資格が世間に知れ渡り、信頼されるものになっていくためには、公認心理師自身の今後の活動がとて

も重要である。すでに公認心理師の資格を取った方々、これから目指す方々に今後の課題として念頭に置いていただきたいことを以下に記す。

### (1) 職場内におけるアイデンティティの確立

公認心理師が行う業務として法律に規定されており、それらが公認心理師以外でも行いうるものであることは前述のとおりである。その資格を持っていないと行えない業務ではない内容の業務については、職場にいる職種やその人数によって担っている人の背景が異なっていると考えられる。現に、病院によっては、とくに心理職がいない、または少数しかいない病院においては、患者やその家族への心理的なケアを看護師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士など他のスタッフが担っているのが実情である。

病院でいえば医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士等、「何をする人か」ということも含めて認知されている職種が多い職場において、公認心理師が病院を含めた職場の中で周囲と良好な関係を構築し協働するためには、他の職種にはない「強み」を見だし、周囲に理解してもらう必要があるだろう。公認心理師の場合、患者やその家族に直接支援にあたるだけでなく、その専門性を生かすことによる他のスタッフへの助言や教育という点でもニーズが大きいのではないかと考えられる。

### (2) 患者のアウトカムを向上させるための取り組み

本邦では大学で心理学を学ぶ学科というと教育学部や文学部に設置されていることが多い。大学入試で課される科目の違いなど、高等教育前後の環境なども公認心理師と他の医療職とは異なる背景を持つ。公認心理師となるためには、精神疾患など医学的な内容も学ぶことになっているが<sup>2)</sup>、とりわけ病院においては、職場内外での連携や協働によって患者やその家族を支えることが重要であり、相手の状態を正しくアセスメントする際や、周囲のスタッフと円滑なコミュニケーションを取る上で、一定の医学的知識は必要と考える。併せて、病院では病気の治療という観点があることを忘れてはならない。臨床や研究においては科学的な視点を持ち、この患者のゴールはどこにあるのかということチーム全体で

共有し、それを念頭に置きながら心理的な支援を実施することが求められる。

### (3) 心理職同士のネットワークの構築

心理職にとって、同じ心理職同士の横のつながりを持つことが非常に重要ではないかと思われる。個人レベルでは、医療機関においては医師や看護師に比べるとスタッフの数が少ないため、自己研鑽の面では学会への積極的な参加や心理職同士のネットワークを介した情報共有などが役に立つと考えられる。異なる業界で活躍する心理職も含めて幅広い交流がなされることを期待したい。さらに、資格としての公認心理師をよりよいものにしていくためには、心理職同士の連携・協働も不可欠である。領域を越えた組織的なネットワークの構築もまた、今後の公認心理師の活動の鍵になると考える。

---

## おわりに

---

公認心理師法の成立から4年以上が経過した。すでに知名度の高い民間資格の存在もあり、現時点では世間での認知度は高いとはいえないが、資格として今後発展する余地は十分にあると考えている。公認心理師自身の努力や研鑽、また、さまざまな現場で働く公認心理師が一致団結することによって、心の健康は国民の心の健康の保持増進に寄与する資格になっていくことを願っている。

〈本論文は2019年第73回国立病院総合医学会シンポジウム「スタートした国家資格『公認心理師』のこれから」において「公認心理師制度化の背景と期待すること」として発表した内容に加筆したものである。〉

**著者の利益相反：**本論文発表内容に関連して申告なし。

---

## 【文献】

- 1) 公認心理師法（平成27年法律第68号）
- 2) 公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省令・厚生労働省令第3号）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000177409.pdf>